仕様書

1. 件名

東京都立大学(日野キャンパス)ネットワーク機器の借入れ（長期継続契約）

2. 賃貸借期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 3 0 日まで(60 か月間)

3. 想定スケジュール

本作業の想定スケジュールは以下のとおりとする。

	2024年									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
入札日	★									
機器調達・設置			←	—	—	→				
設計・構築				←	—	—	—	→		
運用テスト・運用説明							←	→		
本番運用									←	—

4. 目的

令和 2 年度に設置した東京都立大学日野キャンパスのネットワーク機器(以下、「旧ネットワーク機器」という。)を更新することで、日野キャンパス内の各建物間にネットワーク環境を構築する。教育や研究に不可欠な情報やデータベースへの安全で円滑なアクセス環境及びネットワーク監視装置により集中的な機器管理を行うことにより、安定したネットワークサービス環境を提供するものである。

5. 納入場所

東京都立大学日野キャンパス(東京都日野市旭が丘 6ー6)

6. 借入物件

東京都立大学(日野キャンパス)ネットワーク機器 一式

「ネットワーク機器詳細」、「ネットワーク機器特記仕様書」、「設置個所一覧」、「ネットワーク概念図」及び「フロアマップ」のとおり

※ なお、上記の「ネットワーク概念図」及び「フロアマップ」並びに別紙「東京都立大学(日野キャンパス) 6 号館ネットワークの構築委託(R4・5) 構成一覧表」は、入札参加資格確認後に提示する。

7. 支　払

毎月払いとする。ただし、当該月の履行確認が完了し適正な請求書が提出された後、60日以内とする。

8. 受託者の資格要件

情報セキュリティの徹底を図る観点から、本作業を実施する組織・部署において、本作業の実施を適用範囲に含んだ ISMS（情報セキュリティ管理システム）について、ISO／IEC27001 又は、JISQ27001 に基づく認証を取得していること。

9. 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

（１）都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の第 37 条に基づき、ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（２）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること賃借人の信用を失墜する行為をしてはならない。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

10. その他

（１）本件機器に接続するネットワーク機器、サーバ、パソコンなどの機器の動作確認を十分に行い、日野キャンパスにおける「電子計算機システム」、「事務用パソコン」などの安定した動作を確保すること。

（２）原則、保守は、原形復旧とするが、機器の製造元からの部品の供給が停止された場合など原形復旧が困難な場合は本学の同意を得て、同等な機能を有するほかの機器の設置・設定等による機能回復措置をもって代えることができる。

（３）本仕様書に記述のない事項については、別添「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」及び「東京都公立大学法人　個人情報取扱標準特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）の定めに従うものとする。なお、本件において、特記仕様書にある「委託者」、「受託者」については、それぞれ「賃借人」、「賃貸人」に読み替える。また本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本学と協議の上、これを定めるものとする。

（４）本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本学と協議の上、これを定めるものとする。

【担当】
東京都公立大学法人東京都立大学
日野キャンパス管理部管理課庶務企画担当　柳澤光一（042-585-8686）

ネットワーク機器特記仕様書

1.　基本事項

（1）本件は、旧ネットワーク機器の更新であるため、機器の設置・稼働に当たっては、既存施設への収納、通信制御の連続性や整合性を確保すること。機器構成は、運用の負担軽減に考慮したものである。

（2）賃貸人は、賃借人が提示する以下の設定情報に基づき、機器の設定を行なうものとする。ただし、設定の変更が必要又は効果的と賃貸人が認めた場合は、賃借人の承認を得て、設定を変更できるものとする。

【提供資料】

ア　方式設計書

イ　各設置機器環境設計書

（3）契約履行に際し、賃借人と協議の上で納入体制、納入機器一覧、納入作業予定、設置作業予定、導通試験など必要な事項を網羅した「作業計画書」を作成し、賃借人の承認を得ること。

（4）賃貸人は、保守体制を明確にした「連絡体制表」を提出し、賃借人の確認を受けること。

（5）すべての納入機器には、納入者の名称、機器名、識別番号など管理運用に必要な事項と賃借物件であることの表示を行なうこと。

（6）機器本体、それらの機器を接続するためのケーブル類、ソフトウェアに加えて、機器の搬入と据え付け、配線、機器及びソフトウェアのシステム設定・調整に関する全ての費用と契約終了後の撤去費用は本契約に含めること。

（7）機器間ケーブルには、接続先が容易に確認できるよう、札をつけること。また、機器間ケーブル等は適切にまとめ、必要に応じてメタルモール仕上げ等を行うこと。

（8）賃貸人は、いかなる場合においても、本契約の履行中に知り得た情報に関して機密保持を行なうこと。

（9）原則として、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された基準及び配慮事項を満たす製品であること

（10）賃貸人は、導入製品の取扱いについて、専門知識を有し、かつ、習得している者が対応可能で、障害発生時に迅速な保守を行なうことができる体制が確立されていること。

2.　納入・撤去作業

（1）作業は可能な限り平日の 9 時から 17 時までの間に行なうこと。騒音を伴う作業や

休日・週休日、夜間に行なう作業は、賃借人との綿密な協議を行なって実施すること。

（2）人物への危害、建物及び備品の破損並びに騒音への防止措置を講ずること。

（3）機器の搬入・組立て時に生じる空箱や梱包材等は速やかに持ち帰ること。

（4）作業に当たっては、賃借人並びに旧ネットワーク機器の構築・保守事業者及びネットワーク運用委託の受託者と調整を十分に行い、不具合の生じないよう作業を実施すること。旧ネットワーク機器の下で別途稼動している事務系 VPN ネットワークの稼動を確保すること。

（5）機器の入替えは、旧ネットワーク機器と並行で稼働し、段階的に入れ替えを実施することになるため、旧ネットワーク機器の構築・保守事業者及びネットワーク運用委託の受託者と密に連携を図り実施を行うこととし、これに係る費用についても本契約に含めることとする。

（6）本件に係る打合せを行った場合には、議事録を作成し、参加者の確認を得た上で提出すること。

（7）契約終了時又は契約解除時においては、賃貸人が物理的破壊またはデータ消去によりデータが漏えいしないよう情報セキュリティ対策を講じること。

（8）機器の撤去後に物理的破壊またはデータ消去を行う場合は、事前調整において、データ消去までの期間における情報セキュリティ対策を示した上で、厳重に管理すること。なお、物理的破壊においては、破壊証明書を物理的破壊後 1 か月以内に、データ消去においては、アメリカ国家安全保障局採用の NSA 方式にて行い、証明書をデータ消去後 1 か月以内に提出すること。

（9）機器の搬入、設置、環境構築作業にあたり、本人確認書類の提示を求める場合があるので、賃貸人は求めに応じること。

（10）機器の搬入・設置に際し、建物や備品等に損害を与えた場合は、直ちに賃借人に報告するとともに、賃貸人の負担により原状に復旧すること。また、機器の納入・設置における納入物の盗難・紛失についても同様とする。

（11）賃貸人は、環境構築後に、賃借人の立会いの下、機器間の接続を確認する連携動作の確認を行うこと。

3.　付帯作業

（1）バックアップ

設定を施した機器のコンフィグレーションのバックアップ又はシステムのバックアップを本学に納品すること。ただし、ネットワーク監視装置は対象外とする。

（2）ドキュメント

下記ア～エに定めるドキュメントを納品すること。

ア　賃貸人は、機器名及び施した設定を明示した以下の書類（電子データを含む）及び試験成績書を納品すること。

・IP アドレス一覧表
・ネットワーク構成図
・ネットワーク接続図及び配線図
・賃貸借機器一覧
・機器設定書
・単体試験仕様書兼成績書
・システム試験仕様書兼成績書

イ　入手可能な日本語の製品添付マニュアルを提供すること。

ウ　本システム運用において運用担当者の利用を想定した、以下の手引書を各 2 部提出すること。
・機器起動/停止手順
・バックアップ/リストア手順

エ　作業記録として、下記二点を提出すること。
・作業計画書
・作業記録書

（3）運用操作説明等

ネットワーク運用委託の受託者に対し、運用開始前に、本件機器の運用に必要となる操作についての説明を行うこと。また、運用開始後には必要に応じて助言を行なうこと。

（4）成果物一覧

賃貸人は、「表 1 成果物一覧」に記載の成果物を納品すること。また、成果物は、全て日本語で作成すること。

なお、本成果物については、変更が発生した時点で、都度賃借人に提出し、承認を得ること。

表 1 成果物一覧

No	成果物名	納品期日
1	連絡体制表	契約締結後から 14 日以内
2	議事録	打合せから 7 日以内
3	証明書（物理的破壊）	作業実施後
4	コンフィグレーション及びバックアップファイル	作業実施後
5	IP アドレス一覧表	作業実施後
6	ネットワーク構成図	契約締結から 30 日以内
7	ネットワーク接続図及び配線図	作業実施後
8	賃貸借機器一覧	契約締結から 30 日以内
9	機器設定書	作業実施後
10	単体試験仕様書兼成績書	作業実施後

11	システム試験仕様書兼成績書	作業実施後
12	製品マニュアル（日本語）	機器納入後から 14 日以内
13	機器起動/停止手順	機器納入後から 14 日以内
14	バックアップ/リストア手順	機器納入後から 14 日以内
15	作業計画書	契約日から 7 日以内
16	作業記録書	作業実施後
17	障害報告書	対応完了日から 3 日以内
18	保守体制図	契約締結から 14 日以内
19	証明書（不良記録媒体）	作業実施後
20	証明書（破砕処理）	作業実施後

4. 設置条件等

（1）設置作業

本件機器の設置個所は、別紙「設置個所一覧」のとおりとする。

（2）接続作業

既存及び新規のネットワークとの接続作業を行うこと。

（3）設定作業

セキュリティ等、本件機器に必要な設定を行うこと。

現行ミドルスイッチ、エッジスイッチに設定されているアクセスコントロールリストを移行すること。

（4）テスト作業

本件機器について、別紙「ネットワーク機器詳細」に記載されている内容をもとに必要な機能確認を行うこと。

（5）電源及び冷房設備

原則、既存の電源及び冷房機を利用する。ただし、特殊な電源設備及び冷房設備が必要な場合は、本学担当者と協議した上で、賃貸人がこれを用意し、設置すること。

5. 保守

(1)基本事項

ア　保守の対象は、以下のとおりとする。

（ア）機器保守

機器保守の対象は、本件賃貸借機器とする。

６号館ネットワーク機器については、本学が別途契約した「東京都立大学（日野キャンパス）６号館ネットワークの構築委託（R4・5）（４東公法総会契第 8231

号)」によって調達済みであるため、機器保守の対象外とする。６号館ネットワーク機器の詳細は別紙「東京都立大学(日野キャンパス) 6 号館ネットワークの構築委託(R4・5) 構成一覧表」を参照すること。

（イ）運用保守

運用保守（アクセスコンロトールリストの変更等）の対象は、本件賃貸借機器及び６号館ネットワーク機器とする。

イ　本システムに導入しているハードウェアに障害が発生した場合、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、賃貸人の負担により常時正常な稼動を保証すること。

ウ　日常の運用に必要な情報や設定の状況、セキュリティや不具合に関する情報を提供すること。

エ　ネットワーク運用委託の受託者の取り扱いに起因する障害の際に、指導・助言を行なうこと。

オ　ソフトウェアの修正情報・修正パッチを提供すること。

カ　学内通信許可申請があった場合、アクセスコントロールリストの更新をすること。なお、申請のとりまとめはネットワーク運用委託業者が行うこととする。

キ　障害発生時には、対応完了日から３日内に障害報告書を提出すること。

ク　保守体制図を提出すること。

(２)保守時間

ア　ハードウェア障害発生時の保守対応は、原則年末年始及び土日祝日を除く月~金曜日 9 時から１７時３０分までとする。但し、障害の内容に応じ、賃借人が必要と判断した場合は、上記時間以外でも行なうこと。

イ　障害による支障は重大な問題となるため、障害発生時の通報に対して直ちに対応すること。

ウ　重要障害発生時にはコール後、2 時間以内に到着し、作業着手できること。

(３)セキュリティ

ア　データ保護強化として、訪問修理の際に交換した記録媒体に対し、セキュリティロックをかけるなどセキュリティ対策強化を実施すること。

イ　障害修理時に交換した記録媒体内のデータの流失を防止するため、保守部品を取り扱う全ての保守・修理業務委託先、物流業者、製造元、廃棄業者との間に機密保持契約を締結し、写しを本学に提供すること。

ウ　記録媒体は、本学から工場まで安全に搬送され、工場では一定の消去プロセスにより、不良記録媒体内のデータを消去し、消去後１か月以内に証明書を提出すること。

エ　動作不良のためデータ消去作業が施せない場合は、物理的な破砕処理を施した後、廃棄し、破砕後１か月以内に証明書を提出すること。

(４)無停電電源装置バッテリ

無停電電源装置のバッテリは、必要に応じて賃貸人の負担で交換すること。

(５)リモート通報

トラブルの未然防止と障害時の復旧までの時間を短縮するため、ネットワーク監視装置の障害予兆情報を感知した際は、管理端末での監視時など運用管理者へ通知(メール等)する仕組みを整えること。

ネットワーク機器詳細

1 構成内訳

2.1 ミドルスイッチ（8 台）
2.2 エッジスイッチ（90 台）
2.3 ネットワーク監視装置(一式)
2.4 ラック(一式)

2 備えるべき技術的要件

技術的要件は、すべて必須の要求要件である。

本件機器のハードウェア及びソフトウェアは、原則として製品化されていること。

本書の記述において、ハードウェア及びソフトウェアの要件として「動作可能である」又は「利用可能である」といった表現を用いることがあるが、これはハードウェア又はソフトウェアが正しく設定されており、及び正しく動作することを意味する。

通信に必要となる共通基盤（利用者認証及び NTP、DNS、DHCP 機能等）については、本学のデータセンターにおける仮想基盤サーバ上に集約されていて、同サーバ上に導入している Software Defined Networking（以下「SDN」という）と連携したネットワーク構成とする。なお、ネットワーク機器特記仕様書「６保守」（１）アに記載している、本学が別途契約し稼働中の「東京都立大学（日野キャンパス）６号館ネットワークの構築委託（R4・5）（４東公法総会契第 8231 号）」におけるネットワーク機器は、既に SDN と連携したロケーションフリーが可能なネットワーク構成となっている。本書の記述において、表記は次のように定義する。主記憶装置の容量は、1KB=1024Byte、1MB=1024KByte、1GB=1024MByte、1TB=1024GByte とする。それ以外のデータ量の表記は、1K=1000Byte、1M=1000KByte、1G=1000MByte、1T=1000GByte とする。また、本件各スイッチについては以下の性能等を有する若しくはサポートしていること。IEEE802.1X、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1s、IEEE802.1Q

2.1 ミドルスイッチ（8 台）

以下の機能、性能を有する機器。

（1）288Gbps 以上のスイッチング容量を持つこと。
（2）180.0Mpps 以上の転送レートを持つこと。
（3）10/100/1000BASE-T ポートを 24 ポート標準搭載すること。
（4）SFP+スロットを 4 スロット標準搭載すること。
（5）SFP+スロットは、1000BASE-T/SX/LX/ZX SFP トランシーバ、10GBASE-SR/LR SFP+トランシーバをサポートすること。

(6) マネージメントポート(運用ネットワークに影響を与えることなく、ファームウェアや設定ファイルを転送したり、SNMP で情報を取得する目的で使用する管理用 Ethernet ポート)を標準搭載すること。
(7) 複数台のスタック接続に対応可能であること。
(8) タグ VLAN(IEEE802.1Q)に対応していること。
(9) 最大 4094 の VLAN を同時にタグ VLAN で通信可能なこと。
(10) 標準搭載ポートは、Auto Negotiation に対応し、速度、全半二重の固定設定が可能なこと。
(11) 標準搭載ポートは、Auto MDI・MDIX に対応し、MDIX 固定設定が可能なこと
(12) フローコントロール(IEEE802.3X)を有すること。
(13) EAP 透過、BPDU 透過が可能なこと。
(14) 各ポートから流入する Broadcast、Multicast、Unknown Unicast の通信量に一定の閾値を設け、閾値を超過したパケットを破棄する機能を有すること。
(15) 各ポートから流入する Broadcast、Multicast、Unknown Unicast の通信量が一定の閾値を超えた場合にポートをブロック/シャットダウンを行い、SNMP trap を送信する機能を有すること。
(16) ケーブル誤接続等により、誤ってループ状態が構成された場合に自動的にポートをブロックしブロードキャストストームを防止する機能(ループ検出機能)を有すること。
(17) 複数の物理リンクを束ねて 1 つの論理リンクとして扱う技術(リンクアグリゲーション)を有すること。Link Aggregation Control Protocol(IEEE802.3ad)に対応していること。
(18) スパニングツリー(IEEE802.1d)、ラピッドスパニングツリー(IEEE802.1w)、MSTP(IEEE802.1s)、VLAN 毎に動作するスパニングツリー(Per VLAN スパニングツリー)に対応していること。
(19) 通信パケットのパケットフィルタ機能を有すること。入出力ポートでのフィルタリングが可能なこと。送信元/宛先 MAC アドレス、送信元/宛先 IP アドレス、プロトコル番号、TCP/UDP の送信元/宛先ポート番号でのフィルタが可能なこと。
(20) IPv6 アドレス付与、IPv6 ルーティング機能を有すること。
(21) IEEE802.1X 認証/MAC 認証/Web 認証に対応のこと。
(22) トリプル認証に対応のこと。
(23) ダイナミック VLAN による VLAN 付与(Port based/MAC based)に対応できること。
(24) ローカルデータベース、外部 RADIUS サーバによる認証が可能なこと。
(25) ポリシーベースルーティング機能を有すること。
(26) VRF-Lite(Virtual Routing and Forwarding)機能を有すること。
(27) IGMP v1/v2/v3 機能、IGMP v1/v2/v3 スヌーピング機能を有すること。
(28) コンソールポート(CLI)による設定、状態確認が可能であること。

（29）Telnet、SSH により装置へのリモートログインが可能であること。
（30）FTP/TFTP クライアント、FTP サーバ機能を有すること。
（31）LLDP 機能を有し、隣接するマルチベンダー機器に対して自装置の機器情報をアドバタイズできること。
（32）NTP クライアント、NTP サーバ機能を有すること。
（33）Syslog プロトコルにより、Syslog サーバに動作状況のテキストを送付可能であること。
（34）SNMP エージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3 に対応可能であること。
（35）sFlow エージェント機能を有すること。
（36）ポートミラーリング機能(モニタリングデバイスにてパケット解析等を行うために、特定のポートを通過するトラフィックを指定したポートにコピーする機能)を有すること。
（37）AC 電源、および DC 電源の 2 重化が可能であること。電源を 2 重化しても装置が 19 インチラック 1U に収まること。
（38）本学が別契約で調達した、2 号館 203 室に設置している集約スイッチ（以下「集約スイッチ」という。）に 10GBASE-LR にて接続すること。
（集約スイッチ）
・数量：2 台
・品名コード：B02014-98779
・品名：1port 10GBASE-LR SFP+(SM,LC)
集約スイッチには、10GBASE-LR の SFP+コネクタが既に搭載されている。
（39）集約スイッチの設定変更作業は本件に含めること。作業は集約スイッチメーカー技術者に実施させること。
（40）エッジスイッチとイーサネット(10Base-T/100Base-TX/1000Base-T)で接続を行うこと。
（41）4 号館 1 階 EPS のエッジスイッチと 1000Base-LX にて接続を行うこと。

2.2 エッジスイッチ（90 台）

2.2.1 エッジスイッチ 1（39 台）

以下の機能、性能を有する機器。
（1）20.0Gbps 以上のスイッチング容量を持つこと。
（2）14.8Mpps 以上の転送レートを持つこと。
（3）10/100/1000BASE-T ポートを 8 ポート標準搭載すること。
（4）SFP スロットを 2 スロット標準搭載すること。
（5）SFP スロットは、1000BASE-T/SX/LX/ZX SFP トランシーバをサポートすること。

(6) タグ VLAN(IEEE802.1Q)に対応していること。
(7) 最大 4094 の VLAN を同時にタグ VLAN で通信可能なこと。
(8) 標準搭載ポートは、Auto Negotiation に対応し、速度、全半二重の固定設定が可能なこと。
(9) 標準搭載ポートは、Auto MDI・MDIX に対応し、MDIX 固定設定が可能なこと
(10) フローコントロール(IEEE802.3X)を有すること。
(11) EAP 透過、BPDU 透過が可能なこと。
(12) 各ポートから流入する Broadcast、Multicast、Unknown Unicast の通信量に一定の閾値を設け、閾値を超過したパケットを破棄する機能を有すること。
(13) 各ポートから流入する Broadcast、Multicast、Unicast(Known/Unknown)の通信量が一定の閾値を超えた場合にポートをブロック/シャットダウンしたり、SNMP trap を送信する機能を有すること。
(14) ケーブル誤接続等により、誤ってループ状態が構成された場合に自動的にポートをブロックしブロードキャストストームを防止する機能(ループ検出機能)を有すること。
(15) 複数の物理リンクを束ねて 1 つの論理リンクとして扱う技術(リンクアグリゲーション)を有すること。Link Aggregation Control Protocol(IEEE802.3ad)に対応していること。
(16) スパニングツリー(IEEE802.1d)、ラピッドスパニングツリー(IEEE802.1w)、MSTP(IEEE802.1s)、VLAN 毎に動作するスパニングツリー(Per VLAN スパニングツリー)に対応していること。
(17) 通信パケットのパケットフィルタ機能を有すること。入出力ポートでのフィルタリングが可能なこと。送信元/宛先 MAC アドレス、送信元/宛先 IP アドレス、プロトコル番号、TCP/UDP の送信元/宛先ポート番号でのフィルタが可能なこと。
(18) IEEE802.1X 認証/MAC 認証/Web 認証に対応のこと。
(19) トリプル認証に対応のこと。
(20) ダイナミック VLAN による VLAN 付与(Port based/MAC based)に対応できること。
(21) ローカルデータベース、外部 RADIUS サーバによる認証が可能なこと。
(22) IGMP v1/v2/v3 スヌーピング機能を有すること。
(23) コンソールポート(CLI)による設定、状態確認が可能であること。
(24) Telnet、SSH により装置へのリモートログインが可能であること。
(25) FTP/TFTP クライアント、FTP サーバ機能を有すること。
(26) LLDP 機能を有し、隣接するマルチベンダー機器に対して自装置の機器情報

をアドバタイズできること。
(27) NTP クライアント機能を有すること。
(28) Syslog プロトコルにより、Syslog サーバに動作状況のテキストを送付可能であること。
(29) SNMP エージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3 に対応可能であること。
(30) sFlow エージェント機能を有すること。
(31) ポートミラーリング機能(モニタリングデバイスにてパケット解析等を行うために、特定のポートを通過するトラフィックを指定したポートにコピーする機能)を有すること。
(32) ファンレス設計であること。

2.2.2 エッジスイッチ 2（8 台）

以下の機能、性能を有する機器。
(1) 40.0Gbps 以上のスイッチング容量を持つこと。
(2) 29.7Mpps 以上の転送レートを持つこと。
(3) 10/100/1000BASE-T ポートを 16 ポート標準搭載すること。
(4) SFP スロットを 4 スロット標準搭載すること。
(5) SFP スロットは、1000BASE-T/SX/LX/ZX SFP トランシーバをサポートすること。
(6) タグ VLAN(IEEE802.1Q)に対応していること。
(7) 最大 4094 の VLAN を同時にタグ VLAN で通信可能なこと。
(8) 標準搭載ポートは、Auto Negotiation に対応し、速度、全半二重の固定設定が可能なこと。
(9) 標準搭載ポートは、Auto MDI・MDIX に対応し、MDIX 固定設定が可能なこと。
(10) フローコントロール(IEEE802.3X)を有すること。
(11) EAP 透過、BPDU 透過が可能なこと。
(12) 各ポートから流入する Broadcast、Multicast、Unknown Unicast の通信量に一定の閾値を設け、閾値を超過したパケットを破棄する機能を有すること。
(13) 各ポートから流入する Broadcast、Multicast、Unicast(Known/Unknown)の通信量が一定の閾値を超えた場合にポートをブロック/シャットダウンしたり、SNMP trap を送信する機能を有すること。
(14) ケーブル誤接続等により、誤ってループ状態が構成された場合に自動的にポートをブロックしブロードキャストストームを防止する機能(ループ検出機能)を有すること。
(15) 複数の物理リンクを束ねて 1 つの論理リンクとして扱う技術(リンクアグリゲ

ーション)を有すること。Link Aggregation Control Protocol(IEEE802.3ad)に対応していること。

(16) スパニングツリー(IEEE802.1d)、ラピッドスパニングツリー(IEEE802.1w)、MSTP(IEEE802.1s)、VLAN 毎に動作するスパニングツリー(Per VLAN スパニングツリー)に対応していること。

(17) 通信パケットのパケットフィルタ機能を有すること。入出力ポートでのフィルタリングが可能なこと。送信元/宛先 MAC アドレス、送信元/宛先 IP アドレス、プロトコル番号、TCP/UDP の送信元/宛先ポート番号でのフィルタが可能なこと。

(18) IEEE802.1X 認証/MAC 認証/Web 認証に対応のこと。

(19) トリプル認証に対応のこと。

(20) ダイナミック VLAN による VLAN 付与(Port based/MAC based)に対応できること。

(21) ローカルデータベース、外部 RADIUS サーバによる認証が可能なこと。

(22) IGMP v1/v2/v3 スヌーピング機能を有すること。

(23) コンソールポート(CLI)による設定、状態確認が可能であること。

(24) Telnet、SSH により装置へのリモートログインが可能であること。

(25) FTP/TFTP クライアント、FTP サーバ機能を有すること。

(26) LLDP 機能を有し、隣接するマルチベンダー機器に対して自装置の機器情報をアドバタイズできること。

(27) NTP クライアント機能を有すること。

(28) Syslog プロトコルにより、Syslog サーバに動作状況のテキストを送付可能であること。

(29) SNMP エージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3 に対応可能であること。

(30) sFlow エージェント機能を有すること。

(31) ポートミラーリング機能(モニタリングデバイスにてパケット解析等を行うために、特定のポートを通過するトラフィックを指定したポートにコピーする機能)を有すること。

(32) ファンレス設計であること。

2.2.3 エッジスイッチ 3 (36 台)

以下の機能、性能を有する機器。※予備機 4 台を含む。

(1) 56.0Gbps 以上のスイッチング容量を持つこと。

(2) 41.6Mpps 以上の転送レートを持つこと。

(3) 10/100/1000BASE-T ポートを 24 ポート標準搭載すること。

(4) SFP スロットを 4 スロット標準搭載すること。

(5) SFP スロットは、1000BASE-T/SX/LX/ZX SFP トランシーバをサポートすること
(6) タグ VLAN(IEEE802.1Q)に対応していること。
(7) 最大 4094 の VLAN を同時にタグ VLAN で通信可能なこと。
(8) 標準搭載ポートは、Auto Negotiation に対応し、速度、全半二重の固定設定が可能なこと。
(9) 標準搭載ポートは、Auto MDI・MDIX に対応し、MDIX 固定設定が可能なこと。
(10) フローコントロール(IEEE802.3X)を有すること。
(11) EAP 透過、BPDU 透過が可能なこと。
(12) 各ポートから流入する Broadcast、Multicast、Unknown Unicast の通信量に一定の閾値を設け、閾値を超過したパケットを破棄する機能を有すること。
(13) 各ポートから流入する Broadcast、Multicast、Unicast(Known/Unknown)の通信量が一定の閾値を超えた場合にポートをブロック/シャットダウンしたり、SNMP trap を送信する機能を有すること。
(14) ケーブル誤接続等により、誤ってループ状態が構成された場合に自動的にポートをブロックしブロードキャストストームを防止する機能(ループ検出機能)を有すること。
(15) 複数の物理リンクを束ねて 1 つの論理リンクとして扱う技術(リンクアグリゲーション)を有すること。Link Aggregation Control Protocol(IEEE802.3ad)に対応していること。
(16) スパニングツリー(IEEE802.1d)、ラピッドスパニングツリー(IEEE802.1w)、MSTP(IEEE802.1s)、VLAN 毎に動作するスパニングツリー(Per VLAN スパニングツリー)に対応していること。
(17) 通信パケットのパケットフィルタ機能を有すること。入出力ポートでのフィルタリングが可能なこと。送信元/宛先 MAC アドレス、送信元/宛先 IP アドレス、プロトコル番号、TCP/UDP の送信元/宛先ポート番号でのフィルタが可能なこと。
(18) IEEE802.1X 認証/MAC 認証/Web 認証に対応のこと。
(19) トリプル認証に対応のこと。
(20) ダイナミック VLAN による VLAN 付与(Port based/MAC based)に対応できること。
(21) ローカルデータベース、外部 RADIUS サーバによる認証が可能なこと。
(22) IGMP v1/v2/v3 スヌーピング機能を有すること。
(23) コンソールポート(CLI)による設定、状態確認が可能であること。
(24) Telnet、SSH により装置へのリモートログインが可能であること。

(25) FTP/TFTP クライアント、FTP サーバ機能を有すること。
(26) LLDP 機能を有し、隣接するマルチベンダー機器に対して自装置の機器情報をアドバタイズできること。
(27) NTP クライアント機能を有すること。
(28) Syslog プロトコルにより、Syslog サーバに動作状況のテキストを送付可能であること。
(29) SNMP エージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3 に対応可能であること。
(30) sFlow エージェント機能を有すること。
(31) ポートミラーリング機能(モニタリングデバイスにてパケット解析等を行うために、特定のポートを通過するトラフィックを指定したポートにコピーする機能)を有すること。
(32) ファンレス設計であること。
(33) 4 号館のミドルスイッチと 1000Base-LX にて接続を行うこと。

2.2.4 エッジスイッチ 4 （7 台）

以下の機能、性能を有する機器
(1) 104.0Gbps 以上のスイッチング容量を持つこと。
(2) 77.3Mpps 以上の転送レートを持つこと。
(3) 10/100/1000BASE-T ポートを 48 ポート標準搭載すること。
(4) SFP スロットを 4 スロット標準搭載すること。
(5) SFP スロットは、1000BASE-T/SX/LX/ZX SFP トランシーバをサポートすること。
(6) タグ VLAN(IEEE802.1Q)に対応していること。
(7) 最大 4094 の VLAN を同時にタグ VLAN で通信可能なこと。
(8) 標準搭載ポートは、Auto Negotiation に対応し、速度、全半二重の固定設定が可能なこと。
(9) 標準搭載ポートは、Auto MDI・MDIX に対応し、MDIX 固定設定が可能なこと
(10) フローコントロール(IEEE802.3X)を有すること。
(11) EAP 透過、BPDU 透過が可能なこと。
(12) 各ポートから流入する Broadcast、Multicast、Unknown Unicast の通信量に一定の閾値を設け、閾値を超過したパケットを破棄する機能を有すること。
(13) 各ポートから流入する Broadcast、Multicast、Unicast(Known/Unknown)の通信量が一定の閾値を超えた場合にポートをブロック/シャットダウンしたり、SNMP trap を送信する機能を有すること。
(14) ケーブル誤接続等により、誤ってループ状態が構成された場合に自動的にポー

トをブロックしブロードキャストストームを防止する機能(ループ検出機能)を有すること。

(15) 複数の物理リンクを束ねて 1 つの論理リンクとして扱う技術(リンクアグリゲーション)を有すること。Link Aggregation Control Protocol(IEEE802.3ad)に対応していること。

(16) スパニングツリー(IEEE802.1d)、ラピッドスパニングツリー(IEEE802.1w)、MSTP(IEEE802.1s)、VLAN 毎に動作するスパニングツリー(Per VLAN スパニングツリー)に対応していること。

(17) 通信パケットのパケットフィルタ機能を有すること。入出力ポートでのフィルタリングが可能なこと。送信元/宛先 MAC アドレス、送信元/宛先 IP アドレス、プロトコル番号、TCP/UDP の送信元/宛先ポート番号でのフィルタが可能なこと

(18) IEEE802.1X 認証/MAC 認証/Web 認証に対応のこと。

(19) トリプル認証に対応のこと。

(20) ダイナミック VLAN による VLAN 付与(Port based/MAC based)に対応できること。

(21) ローカルデータベース、外部 RADIUS サーバによる認証が可能なこと。

(22) IGMP v1/v2/v3 スヌーピング機能を有すること。

(23) コンソールポート(CLI)による設定、状態確認が可能であること。

(24) Telnet、SSH により装置へのリモートログインが可能であること。

(25) FTP/TFTP クライアント、FTP サーバ機能を有すること。

(26) LLDP 機能を有し、隣接するマルチベンダー機器に対して自装置の機器情報をアドバタイズできること。

(27) NTP クライアント機能を有すること。

(28) Syslog プロトコルにより、Syslog サーバに動作状況のテキストを送付可能であること。

(29) SNMP エージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3 に対応可能であること。

(30) sFlow エージェント機能を有すること。

(31) ポートミラーリング機能(モニタリングデバイスにてパケット解析等を行うために、特定のポートを通過するトラフィックを指定したポートにコピーする機能)を有すること。

(32) 2 号館サーバ室のエッジスイッチについては、集約スイッチ及びネットワーク監視装置と 1000BASE-T にて接続すること。1000BASE-T の SFP は搭載されていないため、本調達にて用意すること。

2.3 ネットワーク監視装置(一式)

2.3.1 ハードウェア

以下の機能、性能を有する機器(1 台)

(1) XeonGold5222 プロセッサー(3.80GHz、4 コア、16.5MB)相当以上を I 個実装すること。

(2) 16GB 以上のメモリを実装し、以下の機能を有すること。

- ECC 機能
- SDDC 機能
- メモリミラーリング機能
- スペアメモリ機能

(3) 300GB 以上のハードディスクを 3 台搭載し、RAID 1 十ホットスペア構成とすること。

(4) 搭載するハードディスクは2.5インチSASとし､ホットプラグに対応すること。

(5) 10,000rpm 以上のディスク回転数を有すること。

(6) CDーROM 最大 24 倍速以上、DVDーROM 最大 8 倍速以上の DVDーROM 装置を搭載していること。

(7) 本体処理装置に PCI-Express スロットを 4 スロット以上有すること。

(8) 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T の LAN ポートをオンボードで 1 ポート以上搭載していること。

(9) ハードディスクやメモリなどの予兆監視が可能であること。

(10) サーバハング時においても異常通知が可能な機能を有すること。

(11) 遠隔地からサーバの再起動、電源 ON/OFF 等が可能な機能を有すること。

(12) ハードウェアの障害予兆情報を自動的に探知し、メールで自動通報可能なこと。

(13) 最大消費電力が 671W 以下であること。

(14) 電源は、冗長構成であること。ホットプラグに対応していること。AC100V であること。

(15) ファンは、冗長構成であること。ホットプラグに対応していること。

(16) 占有スペースは、2U 以内であること。

(17) 最大 29kg(25kg(ケーブルアームを含まない))以下であること。

(18) 定格容量 1500VA、980W 以上の無停電電源装置を接続設定すること。RoHs 指令対応製品であること。19 インチラックにマウントできる形状で、2U 以下で収容可能なこと。

(19) 停電後、7 分以上本機の運用を継続することが可能であり、その時間中で自動シャットダウンが可能なこと。

2.3.2OS/ソフトウェア

（1）OS は RedHatEnterpr1seLinux8 相当以上であること。なお、バージョン変更については賃貸人と協議し、決定すること。

（2）下記のネットワーク装置を監視するソフトウェアを導入すること。

・ミドルスイッチ

・エッジスイッチ

（3）ネットワーク装置への監視がエラーとなった場合、管理者へメール通知を行うこと。

2.4 ラック(一式)

（1）本件賃貸借機器の内、以下のラックマウント型機器を収納する 24U 以下のラック 1 基を 2 号館の指定する部屋に設置し、振動・地震対策用の措置をとること。

設置個所一覧

No	接続先（親機器名）	号館	フロア	部屋名
ミドルスイッチ	8台			
1	集約スイッチ	1号館	1	EPS
2	集約スイッチ	1号館	2	EPS
3	集約スイッチ	2号館	1	EPS
4	集約スイッチ	2号館	1	EPS
5	集約スイッチ	2号館	3	EPS
6	集約スイッチ	2号館	5	EPS
7	集約スイッチ	2号館	7	EPS
8	集約スイッチ	4号館	1	EPS
エッジスイッチ1（8P）	39台			
1		3号館	1	
2		5号館	1	
3		2号館	1	103
4		2号館	1	105
5		2号館	1	107
6		2号館	1	108
7		2号館	1	109
8		2号館	1	110
9		2号館	1	112
10		2号館	2	204
11		2号館	2	211
12		2号館	2	212
13		2号館	2	213
14		2号館	2	214
15		2号館	2	215
16		2号館	5	506
17		2号館	6	601
18		2号館	6	602
19		2号館	6	603
20		2号館	6	604
21		2号館	6	605
22		2号館	6	606
23		2号館	7	701
24		2号館	7	702
25		2号館	7	703
26		2号館	7	704
27		2号館	7	705
28		2号館	7	708
29		2号館	8	801
30		2号館	8	802
31		2号館	8	804
32		2号館	8	805
33		2号館	8	806
34		2号館	1	104B
35		2号館	1	104E
36		2号館	B1	B02
37		2号館	B1	スタジオ
38		2号館	B1	図書館事務室
39		2号館	B1	図書用スイッチ中継用

エッジスイッチ2（16P）		8台		
1		2号館	1	111
2		2号館	5	503
3		2号館	8	803
4		2号館	B1	B04
5		2号館	2	EPS
6		2号館	3	EPS
7		2号館	4	EPS
8		2号館	B1	図書PC用
エッジスイッチ3（24P）		36台		
1		1号館		OA室
2		1号館		OA室
3		1号館		OA室
4		1号館	2	EPS-1
5		1号館	2	EPS-1
6		1号館	2	EPS-2
7		1号館	2	EPS-2
8		1号館	2	EPS-3
9		1号館	2	EPS-4
10		1号館	1	110
11		1号館	1	110
12		1号館	1	EPS-2
13		4号館	1	EPS1
14		4号館	1	EPS2
15		4号館	3	EPS1
16		4号館	4	EPS1
17		4号館	4	405
18		4号館	4	405
19		4号館	4	405
20		5号館	1	
21		5号館	2	
22		5号館	2	
23		2号館	1	101
24		2号館	1	106
25		2号館	2	216
26		2号館	5	501
27		2号館	5	502
28		2号館	5	504
29		2号館	5	504
30		2号館	5	504
31		2号館	5	504
32		2号館	B1	図書PC用
33		予備機1		
34		予備機2		
35		予備機3		
36		予備機4		
エッジスイッチ4（48P）		7台		
1		3号館	1	EPS-K
2		4号館	1	EPS
3		4号館	2	EPS1
4		4号館	2	EPS2
5		4号館	3	EPS2
6		4号館	4	EPS2
7		2号館		203室
ネットワーク監視装置		1式		
1		2号館		203室

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1　情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都公立大学法人情報セキュリティ基本方針の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2　業務の推進体制

(1)　受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。

(2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3　業務従事者への遵守事項の周知

(1)　受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

(2) 受託者は、(1) の実施状況を委託者に報告すること。

4　秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5　目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6　複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7　作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、２(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8　情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア　契約履行過程

(ｱ) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

a　委託業務を処理する施設等の入退室管理
b　委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
c　仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
d　その他、仕様書等で指定したもの

(ｲ) 委託者から(ｱ)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ　契約履行完了時

(ｱ) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(ｲ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。

(ｳ) (ｲ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(ｴ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ　契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ　事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア　個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ　アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ　委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ　個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ　(1)イ(ｲ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ　(1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ　カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク　(1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
ケ　委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
コ　その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9　委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
ア　就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
イ　受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
ウ　受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
エ　その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10　再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
ア　再委託の理由
イ　再委託先の選定理由
ウ　再委託先に対する業務の管理方法
エ　再委託先の名称、代表者及び所在地
オ　再委託する業務の内容
カ　再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
キ　再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
ク　再委託先がこの特記仕様書の１及び３から９までに定める事項を遵守する旨の誓約
ケ　その他、委託者が指定する事項
(3) この特記仕様書の１及び３から９までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11　実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
(2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
(3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12　情報の保管及び管理等に対する義務違反

(1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の３から９までに定める情報の保管及び管理等

に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

(2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

(1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。

(2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から１年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

(3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。

(4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用権、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

(5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。

(6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。

(7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

16 書面による提出（報告）と受領確認

当該契約において、受託者から書面により提出を求める事項は、本仕様書の記載に関わらず、別添「電子情報処理委託に係る（標準）特記仕様書　チェックシート」により定めるものとする。

委託者は、受託者から提出された書面について、当該チェックシートを用いて受領確認を行う。

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書　チェックシート

東京都公立大学法人

件名 「東京都立大学(日野キャンパス)ネットワーク機器の借入れ（長期継続契約）」

当該契約において、受託者は「提出の要否」欄の□にチェックが入った事項は、書面により委託者へ提出（報告）すること。

委託者は、受託者から提出された書面に必要事項が記載されていることを確認し、受領確認欄の□にチェックを入れること。

事項	特記仕様書の内容 （根拠：標準特記仕様書該当箇所）	提出時期	提出の要否	受領確認
1 業務の推進体制表	当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制、作業場所を書面にし、委託者に提出すること。（根拠：2（1）、（2））	契約締結後直ちに提出すること。 なお、変更が生じた場合は速やかに変更内容を提出すること。		
① 業務責任者（職・氏名）			■	□
② 作業体制表	（提出事例） ①から④までを記載した連絡体制表など		■	□
③ 連絡体制表			■	□
④ 作業場所			■	□
2 誓約書	特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。（根拠：2（1））	契約締結後直ちに提出すること。	■	□
3 遵守事項の周知状況報告書	契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員へ周知徹底し、実施状況を委託者に報告すること。（根拠：3（2）） （提出事例） 業務従事者名簿兼周知状況報告書など	実施後速やかに報告すること。	■	□
4 安全管理体制に係る資料	受託者は、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。（根拠：8（1）（イ）） a委託業務を処理する施設等の入退室管理、b委託者からの貸与品等の使用及び保管管理、c仕様書等で指定する物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理、dその他仕様書等で指定したもの （提出事例） ①出退勤管理簿、施設等使用簿など ②貸与品等使用簿、貸与品貸出簿など ③物件等の受払簿など	提出を求められた場合は直ちに提出すること。		
① 作業場所等の入退室管理記録			□	□
② 貸与品等の使用及び保管管理記録			□	□
③ 物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理記録			□	□
5 消去結果報告書	記録媒体について、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。（根拠：8（1）イ（ウ）） 消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法、消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。	契約履行完了後速やかに提出すること。（契約解除時も同様。）	■	□
6 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書	この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。（根拠：8（1）イ（エ））	契約履行完了後速やかに提出すること。（契約解除時も同様。）		
① 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書			■	□
② 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書（再委託先の遵守状況報告書）			■	□

7 事故報告書		事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(1)エ)	事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。	■	□
8 個人情報等管理記録		個人情報及び機密情報の管理状況の記録 ア個人情報及び機密情報に係る記録媒体を施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。イアの管理に当たっては、管理責任者を定め、台帳等を設け管理状況を記録すること。委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。(根拠:8(2)ウ) (提出事例) ②個人情報等使用簿、保管状況管理簿など	委託者から要求があった場合又は契約履行完了後速やかに提出すること。		
	① 管理責任者(職・氏名)			■	□
	② 個人情報等の使用及び保管管理記録			■	□
9 個人情報等消去申告書及び消去結果報告書		個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法、消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。(根拠:8(2)オ)	消去前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得ること。	■	□
10 個人情報等事故報告書		個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合、個人情報等の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(2)カ)	事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。	■	□
11 教育及び研修計画及び実施状況報告書		業務従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。(根拠:8(2)ケ) (提出事例) ①研修計画書 ②研修実施状況報告書	研修計画は契約締結後、研修実施状況報告書は実施後、速やかに提出すること。 なお、業務の推進体制に変更があった場合、速やかに変更内容を提出すること。		
	① 個人情報等研修計画			□	□
	② 個人情報等研修実施状況報告書			□	□
12 再委託届出書		再委託を行う場合、あらかじめ再委託を行う旨を書面にて申し出て、委託者の承諾を得なければならない。 (以下、記載事項) ア再委託の理由、イ再委託先の選定理由、ウ再委託先に対する業務の管理方法、エ再委託先の名称、代表者及び所在地、オ再委託する業務の内容、カ再委託する業務に含まれる情報の種類(個人情報及び機密情報については特に明記すること。)、キ再委託先のセキュリティ管理体制(個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。)、ク再委託先がこの特記仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約、ケその他、委託者が指定する事項(根拠:10(1)、(2)	再委託前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得なければならない。		
	① 再委託届出書			□	□
	② 誓約書(再委託先)			□	□
	③ その他委託者が指定する事項			□	□
13 その他		電子情報処理委託に係る標準特記仕様書に記載のない追記事項			
	①			□	□
	②			□	□
	③			□	□
	④			□	□
	⑤			□	□

東京都公立大学法人　個人情報取扱標準特記仕様書

（基本的事項）
第 1　本業務の履行に際して東京都公立大学法人（以下「法人」という。）が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上法人が保有する必要のある個人情報は、全て法人の保有する個人情報とし、受託者は、本業務の履行に際して取扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払い、適正に管理しなければならない。

（秘密の保持）
第 2　受託者（受託業務に従事している者又は従事していた者を含む。）は、この業務により知り得る事となった個人情報を他に漏らし、又は不正な目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）
第 3　受託者は、この業務を処理するために個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の範囲内で行わなければならず、必要な範囲を超えて収集し、又は他の用途に使用してはならない。

（第三者への提供の禁止）
第 4　受託者は、この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）
第 5　受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（適正管理）
第 6　受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報は、施錠できる保管庫に格納するなど漏えい、滅失及びき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。受託者が自ら当該業務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。
2　受託者は、前項の個人情報の管理にあたり、管理責任者を定め、台帳を備えるなど管理の記録を残さなければならない。
3　法人は、前 2 項に定める管理の状況について疑義等が生じたとき、受託者の事務所等に立ち入り、調査することができる。

（資料等の返還）
第 7　この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに法人に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、法人が別に指示したときはその指示に従わなければならない。

（記録媒体上の情報の消去）
第 8 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

（再委託の禁止）
第 9　受託者は、法人があらかじめ承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務に係る部分について再委託することはできない。

2　前項の規定により法人が承諾した再委託先がある場合には、個人情報の取扱いについて、再委託先は、本仕様書の記載事項を遵守し、受託者は、再委託先の個人情報の取扱いについて全責任を負うものとする。

（事故等の措置）
第 10　受託者は、個人情報の取扱いに関して漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、直ちに法人に報告し、法人の指示に従わなければならない。

（契約の解除）
第 11　法人は、受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反した場合、契約を解除することができる。

（損害賠償）
第 12　受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反したことにより法人が損害を被った場合、法人は、契約を解除するか否かにかかわらず、その損害額の賠償を受託者に対して請求することができる。

（その他）
第 13　個人情報の保護に関する事項について本特記仕様書の解釈等、個人情報の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度法人に確認し、本業務を行うこと。